



# 埼玉県報

第 2 2 2 3 号  
平成 22 年 10 月 1 日  
金 曜 日

## 目次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [旅費システム代行入力等業務委託に関する落札者等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [総務事務システムに係る審査確認業務委託に関する落札者の公示\(総務事務センター\)](#)
- [文書管理・財務会計・旅費システム運用サポート業務委託に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [鴻巣都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [広域災害・救急医療情報システム整備・運営事業の随意契約の相手方等に関する告示\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [明戸南部土地改良区役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [富士見都市計画事業駒林土地地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定\(田園都市づくり課\)](#)
- [事務所の所在又はその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者\(建築安全課\)](#)
- [県立学校総務事務システム等に係るヘルプデスク等業務委託に関する落札者の公示\(県立学校人事課\)](#)
- [県道足利邑楽行田線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [病院局職員用ノート型パーソナルコンピューター式の購入に係る落札者の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [指定講習機関\(取消処分者講習\)の指定に伴う公示\(運転免許課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年九月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鴻巣ブレス総合型スポーツクラブ
- 三 代表者の氏名  
海老名 寛
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鴻巣市生出塚二丁目一七番一三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、子どもから高齢者までの多世代に対し、各種スポーツ活動や文化活動を行い、健康な身体づくり及び地域コミュニティの推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年九月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人埼玉県まちづくりサポーター協議会
- 三 代表者の氏名  
横山 完爾
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県東松山市松葉町三丁目六番十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民・行政・各種団体・企業・専門家などが連携・協働して、住民が主役のまちづくりを実現するため、まちづくりリーダー兼サポーターを育成し、持続的・主体的な地域づくりを推進することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年九月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人医学情報研究所
- 三 代表者の氏名  
大井 毅
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県比企郡川島町大字上伊草一五五二番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民に対し、医学情報の提供を行い、医学知識の発展に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年九月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ファミリアクラブ
- 三 代表者の氏名  
水田 初美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県久喜市栗原二丁目十四番地十三 ハイランド一〇五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、独身男女に対し、出会いの場を提供するとともに、イベント又は結婚相談等の事業を行い、生涯未婚率の減少、出生率アップ、また埼玉県の雇用、地域活性化に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

旅費システムに係る代行入力等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター旅費事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3  
丁目15番 1号

3 落札者を決定した日

平成22年 8 月 5 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 K S K データ 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目92番地 3

5 落札金額

8,807,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年 6 月25日

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成22年8月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社マックスコム 東京都渋谷区代々木2丁目4番地9号

5 落札金額

22,890,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年6月25日

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

文書管理・財務会計・旅費システム運用サポート業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成22年12月1日(水)から平成25年12月31日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (6) 国又は他の地方公共団体での類似業務の受注実績がある者であること。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費システム担当 石川 電話048-830-2377（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年11月10日（水）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年11月9日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年11月9日（火）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成22年11月10日（水）午後2時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年10月25日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年10月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Operational support for the Saitama Prefectural Document Management, Financial Accounting and Official Travel Expense Systems.

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system: 1:00 p.m., November 10, 2010

By registered mail or in person: 5:00 p.m., November 9, 2010

(3) Contact Information

Finance Travel Expenses Systems Group,

Computerized Administrative Center

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Ph. 048-830-2377

## 告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたま生活支援クラブ

三 代表者の氏名

長谷川 功一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区大字上大久保三十一番地十四

五 定款に記載された目的

この法人は、さいたま市地区に暮らす、高齢者や単身者に対し、安否確認と生活支援を提供し、誰もが安心安全に暮らせる地域社会を創造することで地域のコミュニケーションを向上することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県広域災害・救急医療情報システム整備・運営事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
社団法人埼玉県医師会 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号
- 5 契約金額  
107,924,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告示

埼玉県告示第千二百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

南越谷株竹ショッピングビル

越谷市南越谷一丁目十五番一、十五番二、十五番三、十五番四、十五番五、十五番六

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時三十分

（変更後）午前十時から午後八時三十分（コンビニエンスストアのみ午前〇

時から翌午前〇時）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時

（変更後）午前〇時から翌午前〇時（但し、午前〇時から午前六時の時間帯

は駐車マスを利用）

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後十時

（変更後）午前〇時から翌午前〇時

## ハ 変更年月日

平成二十二年九月二十二日

## ニ 届出年月日

平成二十二年九月十七日

## 二 縦覧期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年二月一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年二月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 告 示

埼玉県告示第千二百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

#### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

##### （一）富士見市道第五一三六号線の安全対策

小中学校児童・生徒の安全確保のため、みずほ幼稚園前交差点に交通誘導員の配置を願いたい。

運転者に対して注意を喚起するため、看板・標識の設置を願いたい。

##### （二）周辺の交通安全対策

商業店舗来客者の車両が、周辺の住宅地に流入しないように、必要な箇所への標識、案内板の設置、来客者への周知及び誘導を行うなど、情報の提供と安全対策に努めていただきたい。

小中学校児童・生徒の安全確保のため、みずほ幼稚園前交差点に交通誘導員の配置を願いたい。（再掲）

##### （三）児童生徒の安全確保

交通協議の際にも確認したが、児童・生徒の安全確保の観点から、工事関係車両及び荷捌き関係車両については、水谷中学校・水谷東小学校前の道路を使用しないよう指導願いたい。

小中学校児童・生徒の安全確保のため、みずほ幼稚園前交差点に交通誘導員の配置を願いたい。（再掲）

##### （四）地域商業等への配慮

万が一、退店、撤退となる場合には、時期やその後の対応策等について、可能な限り早期の情報提供を願いたい。

##### （五）地域環境対策

商業店舗来客者に対し、タバコの投げ捨てやゴミの投棄禁止等、マナー向上と近隣の美化環境に対する配慮への周知及び啓発に努めていただきたい。

二 縦覧期間

平成二十二年十月一日から平成二十二年十一月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
明戸南部土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所につ  
いて、次のとおり届出があった。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	竹内 彪	深谷市宮ヶ谷戸一五三番地
同	加藤 隆茂	深谷市上増田九一九番地
同	菊地 美善	深谷市上増田二六一番地
同	蛭川 良平	深谷市上増田九六四番地
同	高野 太直	深谷市宮ヶ谷戸一六四番地
同	高野 幹夫	深谷市宮ヶ谷戸一六五番地
同	高野 勘二	深谷市宮ヶ谷戸一六八番地
同	岩田 忠夫	深谷市宮ヶ谷戸一八四番地一
同	高野 康頼	深谷宮ヶ谷戸市二一八番地
同	木村 宏之	深谷市宮ヶ谷戸一八六番地
同	野口 勝	深谷市宮ヶ谷戸二三二番地一
同	新井 一男	深谷市上増田二一六番地一
同	金子 晴昌	深谷市上増田九四八番地
同	新井 正治	深谷市上増田二九九番地
同	寺山 甫	深谷市上増田九四三番地
同	菊池 暉一	深谷市上増田二一八番地
同	加藤 三市	深谷市上増田七二四番地一
同	岡田 大作	深谷市上増田八八七番地一
同	柿沼 幸一	深谷市上増田八一一番地二
同	蛭川 一郎	深谷市上増田二四八番地
同	浅見 秀夫	深谷市上増田二六四番地
同	小林 有	深谷市上増田二三五番地
同	新井 昭一	深谷市明戸一三一五番地一
同	新井 勝巳	深谷市明戸一一七〇番地
同	加藤 謙治	深谷市藤野木六五番地

二  
退任

職名	氏名	住所
同	大澤武則	深谷市上増田一二八番地一
監事	浅見義男	深谷市上増田一一七番地
同	木村長一	深谷市宮ヶ谷戸一七五番地
同	右島悦雄	深谷市上増田一〇〇〇番地一
理事	竹内彪	深谷市宮ヶ谷戸一五三番地
同	加藤隆茂	深谷市上増田九一九番地
同	木村宏之	深谷市宮ヶ谷戸一八六番地
同	高野康頼	深谷市宮ヶ谷戸二一八番地
同	高野勘二	深谷市宮ヶ谷戸一六八番地
同	岩田忠夫	深谷市宮ヶ谷戸一八四番地一
同	高野幹夫	深谷市宮ヶ谷戸一六五番地
同	高野太直	深谷市宮ヶ谷戸一六四番地
同	柿沼幸一	深谷市上増田八一番地二
同	菊池暉一	深谷市上増田二一八番地
同	蛭川一郎	深谷市上増田二四八番地
同	菊地美善	深谷市上増田二六一番地
同	浅見秀夫	深谷市上増田二六四番地
同	新井昭治	深谷市上増田二一六番地一
同	新井正治	深谷市上増田二九九番地
同	大澤武則	深谷市上増田一二八番地一
同	金子晴昌	深谷市上増田九四八番地
同	蛭川良平	深谷市上増田九六四番地
同	寺山甫	深谷市上増田九四三番地
同	加藤三市	深谷市上増田七二四番地一
同	新井昭一	深谷市明戸一三一五番地一
同	新井勝巳	深谷市明戸一一七〇番地
同	加藤謙治	深谷市藤野木六五番地
同	小林有	深谷市上増田二三五番地
同	野口勝	深谷市宮ヶ谷戸二三二番地一
同	岡田大作	深谷市上増田八八七番地一
監事	浅見義男	深谷市上増田一一七番地

同 同

右 木  
島 村  
悦 長  
雄 一

深谷市上増田一〇〇〇番地一  
深谷市宮ヶ谷戸一七五番地

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、羽生市神鳥荻島土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成二十二年九月二十八日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十二年十月四日から

平成二十二年十一月二日まで

## 二 縦覧場所

羽生市役所

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

ふじみ野市駒林土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

平成十二年六月十三日から

平成二十六年三月三十一日まで

## 三 施行地区

ふじみ野市駒西一丁目、駒西二丁目、駒西三丁目、新駒林二丁目、及び駒林字南原の各一部、駒林字新田前の全部

## 四 事務所所在地

ふじみ野市大井中央一丁目一番一号

## 五 設立認可の年月日

平成十二年六月十三日

## 六 変更認可の年月日

平成二十二年十月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百九十号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第四条第七号、第八号、第十号及び第十三号」を「第四条第八号、第九号、第十一号及び第十五号」に、「第六条第八号」を「第五条の二」に改める。

第一号イ中「川口市」の下に「、新座市」を加え、同号ロ(1)中「、新座市地内」を削り、「新座市中野二丁目十三番から入間郡三芳町」を「入間郡三芳町大字竹間沢字生出窪百四十四番一から同町」に改め、同号ロ(32)中「北埼玉郡騎西町大字鴻荃」を「加須市鴻荃」に改め、同号ハ(1)中「及び川越市」を「並びに川越市及び新座市」に改め、同号ハ(7)中「空間」の下に「及び川越市」を加える。

第三号中「川口市」の下に「、新座市」を加える。

# 告示

## 埼玉県告示第千二百九十一号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名 （法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社梶谷工務店	梶谷 鉄雄	蕨市塚越一丁目十八番六

## 告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県立学校総務事務システム等に係るヘルプデスク等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 埼玉  
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年9月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社インテリジェンス 東京都港区赤坂7丁目3番37号
- 5 落札金額  
34,125,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年7月27日

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 足利邑楽行田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
八四八番二地先まで	行田市大字荒木字根岸四四六〇番 三地先から同市大字荒木字根岸四	区 間
七・二八 一四・三〇	七・一四 七・九二	敷地の幅員 (メートル)
五三八・八三		延長 (メートル)
	独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築工 事に伴う迂回道路	備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年八月二十四日

指令川建セ第二二〇〇六九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年九月二十七日

川建セ第二二〇〇七〇号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字山田字山崎一八九七番三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市大字下唐子一三六八番地三

服部 圭佑

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年七月七日

指令川建セ第二二〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年九月二十七日

川建セ第二二〇〇六六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高谷字梶山二四八二一二〇、二四八二一八の一部

二四八二一二八の一部、二四八二一二九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝霞市本町一丁目二一番二二号

ロマネスクリラ 201号室

岡原 友紀

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年九月九日

指令川建セ 第二一〇一四〇一号

二 検査済証番号

平成二十二年九月二十八日

第二二〇〇六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字鎌形字下宿一一七四番二、一一八五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字鎌形一一八五番地

松本 泰明

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年十月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

指 定 番 号	第 号			
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号			
指定の年月日	平成二十年 十月一日			
指 定 道 路 の 位 置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1110 846 1225 1469">埼玉県八潮市大字西袋字川東二九番一から 埼玉県八潮市大字西袋字川東二九八番四まで</td> <td data-bbox="986 846 1110 1469">埼玉県八潮市大字上馬場字天神二八四番から 埼玉県八潮市大字上馬場字天神四二一番一まで</td> <td data-bbox="852 846 986 1469">埼玉県八潮市大字上馬場字天神四七番一から 埼玉県八潮市大字上馬場字天神四二一番二まで</td> </tr> </table>	埼玉県八潮市大字西袋字川東二九番一から 埼玉県八潮市大字西袋字川東二九八番四まで	埼玉県八潮市大字上馬場字天神二八四番から 埼玉県八潮市大字上馬場字天神四二一番一まで	埼玉県八潮市大字上馬場字天神四七番一から 埼玉県八潮市大字上馬場字天神四二一番二まで
埼玉県八潮市大字西袋字川東二九番一から 埼玉県八潮市大字西袋字川東二九八番四まで	埼玉県八潮市大字上馬場字天神二八四番から 埼玉県八潮市大字上馬場字天神四二一番一まで	埼玉県八潮市大字上馬場字天神四七番一から 埼玉県八潮市大字上馬場字天神四二一番二まで		
指定道路の延長 (単位メートル)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1110 1469 1225 1751">五・</td> <td data-bbox="986 1469 1110 1751">九三・五</td> <td data-bbox="852 1469 986 1751">四一・</td> </tr> </table>	五・	九三・五	四一・
五・	九三・五	四一・		
指定道路の幅員 (単位メートル)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1110 1751 1225 2031">五・</td> <td data-bbox="986 1751 1110 2031">六・</td> <td data-bbox="852 1751 986 2031">六・</td> </tr> </table>	五・	六・	六・
五・	六・	六・		

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十二年九月二十四日

指令越建セ第二一〇一九六二号

## 二 検査済証番号

平成二十二年九月二十七日

越建セ第二〇九一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸三九七七一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字杉戸三九七番地二

増田 孝之

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十二年八月二十日

指令越建セ第二二〇〇二五〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年九月二十八日

越建セ第二一〇 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字山崎一七八 三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町本田一 五 四 アイバンハイツMORI 三〇一号

阿部 敏充 阿部 有紀子

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十二年九月二十八日

指令越建セ第二二〇〇七一号

## 二 検査済証番号

平成二十二年九月二十八日

越建セ第二一三 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字宮前九九〇 一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市久喜東一丁目二四番地一一号 アルカータB一〇二

高柳 洋平

# 告 示

埼玉県病院事業告示第十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

病院局職員用ノート型パーソナルコンピュータの購入 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

( 1 ) 埼玉県病院局経営管理課 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5 丁目 6 番 5 号

( 2 ) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部 埼玉県熊谷市板井 1 6 9  
6 番地

( 3 ) 埼玉県立がんセンター事務局業務部 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8 1 8  
番地

( 4 ) 埼玉県立小児医療センター事務局業務部 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2 1  
0 0 番地

( 5 ) 埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町小室 8 1 8 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 2 2 年 9 月 1 7 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社大塚商会 LA 事業部 北関東 LA 販売課 埼玉県さいたま市中央区  
上落合 8 丁目 1 番 1 9 号

5 落札金額

2 7 , 1 7 9 , 5 0 0 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 2 2 年 8 月 6 日

# 告 示

埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年十月一日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年十月七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第275号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づき指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により公示する。

平成22年10月1日

埼玉県公安委員会委員長 岩間 辰 志

名称及び住所並びに 代 表 者 の 氏 名	特定講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指 定 を 行 っ た 年 月 日
株式会社レインボー モータースクール 埼玉県和光市下新倉5 丁目27番1号 河野 光彦	レインボーモーター スクール 埼玉県和光市下新倉5丁 目27番1号	取消処分者講習	平成22年9月1日